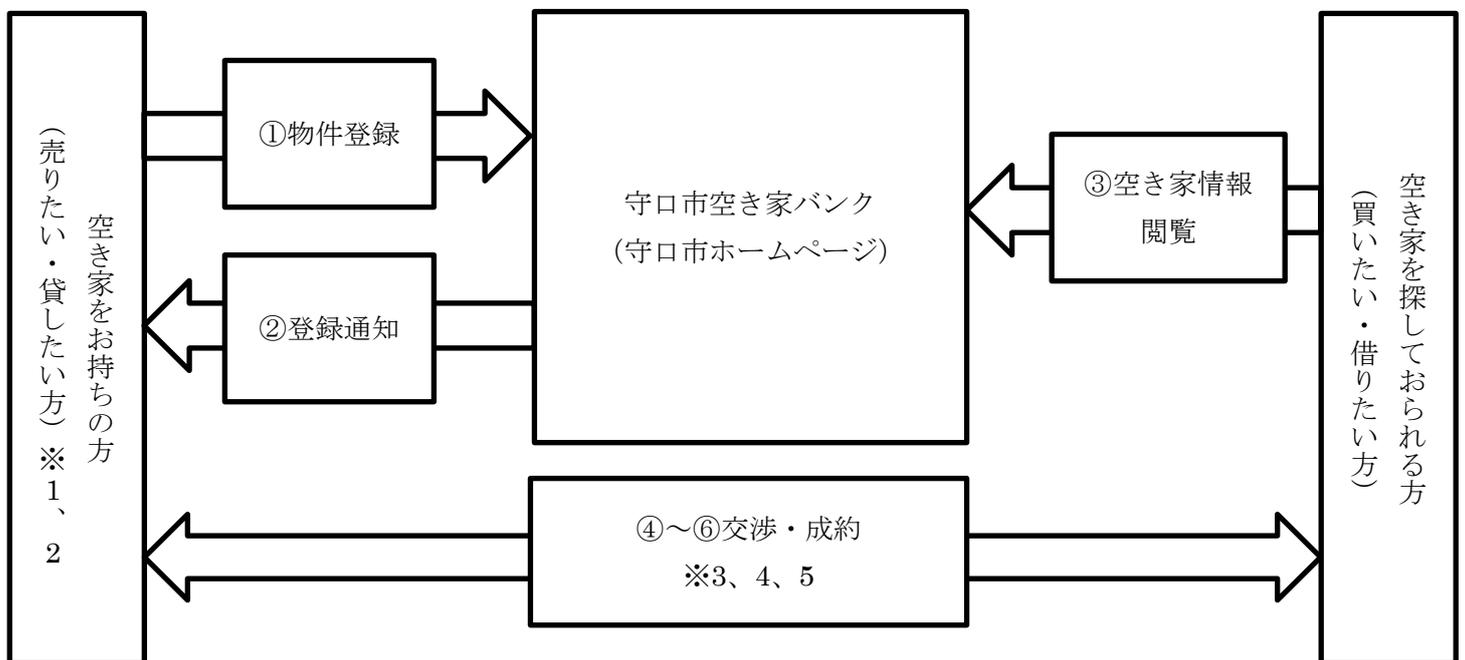


守口市空き家バンク制度 概要



○空き家バンク制度の流れ

- ①空き家をお持ちの方（売りたい・貸したい方）（以下、所有者等）が守口市空き家バンク登録台帳に物件を登録する。ただし、長屋や共同住宅の場合は1棟全ての登録となります。
 - ②登録完了後、市より空き家の所有者等（以下、登録者）に登録を通知する。
 - ③空き家を探しておられる方（以下、利用希望者）が守口市空き家バンクの情報を閲覧する。
 - ④利用希望者が物件を取り扱う宅地建物取引業者に連絡する。
 - ⑤宅地建物取引業者の仲介の下、登録者と利用希望者が物件の取引を行う。
 - ⑥取引が成立すれば、登録者は市に取引成立の届出を行う。
- ※1 登録にあたって事前に、宅地建物取引業者と専属専任媒介契約又は専任媒介契約の締結が必須となります。
- ※2 土地と建物の所有者間の同意書など、物件内容に応じその他の書類の提出を求める場合があります。
- ※3 登録者と利用希望者の交渉や契約等に関して、市は一切関与しません。
- ※4 宅地建物取引業者の媒介（仲介）に際しては、媒介（仲介）手数料が発生します。
- ※5 長屋及び共同住宅の場合、取引内容により所有者及び利用希望者が適正管理を行う範囲が異なります。